

とうわ
藤和けんこう通信



2017年2月号 VOL.76

シニアに刺激を 日常に彩を

発行元：藤和マッサージ（訪問マッサージ・はりきゅう）

相模原院042-855-0420 町田院042-851-7528 海老名院046-204-5482

高齢者のディズニーランド
『シニアに刺激を 日常に彩を』

患者様・介護関係者の皆様、平素は弊社のサービスをご理解・ご利用いただき誠にありがとうございます。高齢の患者様に接して感じる事が、やはり『何歳になってもその人らしく、穏やかに楽しく元気に暮して欲しい』との思いです。誰もが『穏やかに楽しく元気に暮したい』と願う中で、病気や障害など様々な事情で、そのようなことが難しくなります。弊社では、訪問マッサージはりきゅう施術で体機能維持・向上・疼痛緩和などを目指し、少しでも『穏やかに楽しく元気に暮らして貰いたい』との思いを強く持って施術に取り組んでいます。



その生活の中でも、もっと何かしらの刺激で（同じ日常の繰り返しばかりではなく）『もっともっと日常に彩を添えることができたら』と思っています。すなわち、訪問マッサージはりきゅう施術で体機能維持・向上・疼痛緩和などを目指しながら『シニアに刺激を、日常に彩を』与えられるような取り組みや新しいサービスを提供していきたいとの考えです。

超高齢化社会を迎え、今後『シニアに刺激を、日常に彩を』与えるサービスが絶対に必要不可欠になってきます。高齢者の楽園のような存在に、言うなれば高齢者のディズニーランドのような存在・役割を果たす会社になっていきたいと考えています。

『何歳になってもその人らしく、穏やかに楽しく元気に暮してもらいたい』という思いを実現するべく、一步一步邁進して参りたいと思っております。

藤和マッサージ代表 須藤新

何事も思いやりを持って対応します！



馬場悦子 野々村暖 佐藤文子 石井武司 若本大輔 大野佑介 長谷川佳汰 代永涼子 山上暁 小池順一 村山朋洋 細田篤矢 小形沙織 吉野智子
須藤新 長谷川加代 佐藤浩嗣 松岡大輔 村山直樹 小木野貴史 近藤マチ子 岩本友保 宮田大輔 中村匡志 矢部恵 小野寺義則 渡邊真之 添田眞理子

マッサージ患者様

こんな病名・症状・年齢の方が受けています

出典: 全日本鍼灸マッサージ師会 学術局 調査 第12回東洋療法推進大会より

傷病名

- 第1位 脳血管障害
- 第2位 パーキンソン病(症候群)
- 第3位 変形性膝関節症
- 第4位 脊柱管狭窄症
- 第5位 廃用症候群
- 第6位 大腿骨骨折後後遺症
- 第7位 変形性脊椎症
- 第8位 関節リウマチ



患者の年齢分布

49歳未満	…3%
50-59歳	…3%
60-69歳	…10%
70-79歳	…25%
80-89歳	…40%
90歳超え	…15%
不明	…4%

症状

関節拘縮、運動機能障害、四肢筋力低下、筋麻痺、筋萎縮



ちょこっと養生コラム

年が明け、あっという間にひと月が経ちました。歳を一つ取る度に一年がどんどん早くなっていく実感があります。

今回は直接の養生に繋がるかは疑問ですが、新年が始まってまだ少ししか経っていない今だからこそ提案できる事を書こうと思います。

● 日記のすゝめ ●

僕は自発的に日記を書きだしてから12年近くになります。12年も続けてきた実感としては、「日記を点けられている時は、気持ちも身体も調子が良い!」という事です。一定時間自分を振り返る余裕が良いのだと思います。

僕の考える日記継続のコツとしては、『自分の選び抜いたノートとペンで。日記の為に時間を創出。誰かに見せる事は全く考えず、のろけと自惚れ満載で書く』の三つです。流行りのSNSのように、誰かに見せびらかすのは本当の日記ではないのではないか、というのが僕の意見です。

なんでも公開してしまうこの御時世だからこそ、自分による自分だけの自分の為の日記に挑戦してみたいかがでしょう。



大野の今の日記帳です。一日一枚でこれで一年分です。一週間分を常に携帯しています。



医療費控除での領収書の添付が2017年分から不要に

(2017年1月17日税タックス)

医療費控除の適用を受けるために必要となる医療費の領収書の確定申告書への添付・提示が不要になる。2017年分以後の確定申告書を2018年1月1日以後に提出する場合に適用する。2017年1月からスタートするセルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)にも適用する。これは、2017年度与党税制改正大綱に盛り込まれたもの。

ただし、領収書の添付に代え、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を確定申告書に添付しなければならない。また、領収書は確定申告期限等から5年間は保存する必要がある。この間に税務署長から、領収書(一定のものを除く)の提示・提出を求められたときは、それに応じなければならない。現行でも、電子申告の場合は、一定の記載内容を入力すれば領収書の添付を省略できるが、5年間は提示又は提出を求められることがある。

「医療費(医薬品購入費)の明細書」について大綱では詳細が明示されていない。現行の医療費控除で使われている医療費の明細書は、領収書を入れる封筒の表紙に「医療費の明細書」と印刷されており、医療を受けた人、病院・薬局などの所在地・名称、控除の対象となる医療費の内訳等の記載項目があるが、これと同様の様式になるかは現段階では不明となっている。この改正には経過措置が設けられており、2017年分から2019年分までの確定申告については、明細書ではなく、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付・提示により、医療費控除やセルフメディケーション税制でも控除の適用が認められる。

診療報酬と介護報酬、同時改定に向けた議論開始…中医協

(2017年1月27日朝日新聞)

厚生労働相の諮問機関である中央社会保険医療協議会(中医協)は11日、総会を開き、2018年度の診療報酬と介護報酬の同時改定に向けた議論を始めた。高齢化の進展を踏まえ、医療・介護の連携強化や在宅医療の充実などが主な検討テーマで、18年2月までに結論を出す。診療報酬は、2年ごとに見直される医療サービスや薬剤の公定価格。介護サービスを提供した事業者が受け取る対価である介護報酬の改定は3年ごとで、18年度は、6年に1度の同時改定となる。介護報酬の改定は、社会保障審議会介護給付費分科会で4月頃から議論が始まる見込みだ。医療・介護の連携強化については、中医協と分科会の委員が意見交換を行う場を設けて議論する方針だ。

年金の支給額、4月から0.1%引き下げ 厚労省発表

(2017年1月12日読売新聞)

公的年金の支給額を今年4月分(6月支給)から0.1%引き下げると、厚生労働省が27日、発表した。同日公表された2016年の消費者物価指数が下がったため、ルールに基づいて支給額も連動して下げる。年金額の引き下げは14年以来、3年ぶりとなる。支給額は毎年度、物価や賃金の動きに合わせて増減する。16年は生鮮食品を含む消費者物価指数が前年比0.1%マイナス。賃金は前々年度以前の3年間の平均などから算出する変動率がマイナス1.1%。今のルールでは物価に合わせて年金額を下げるようになっており、0.1%下げる。国民年金の場合、満額で受給している人は月額で67円減って6万4941円になる。厚生年金だと、40年間会社員だった夫の現役時代の月収(賞与含む)が平均42万8千円で、妻が専業主婦というモデル世帯の場合、227円減って22万1277円になる。年金額が下落するため、伸び幅を原則として毎年1%程度抑える「マクロ経済スライド」は適用しない。

発行元

無料体験マッサージ、いつでもお気軽にどうぞ
【医療保険適応 訪問マッサージ・はりきゅう】